



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第74号 (2009年1月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



全国財務局長会議で挨拶する谷本副大臣（左）と宇野大臣政務官（右）（1月29日）

目次

【特集】

- 金融審議会金融分科会第二部会報告の公表について 2

【トピックス】

- 「ベター・レギュレーションの進捗状況について」（第2回）の公表について 5
- 平成21年度機構・定員及び予算について 9

【国際関連】

- バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅡの枠組みの強化に関する市中協議文書の公表について 10
- 欧州連合（EU）における会計基準の同等性評価について 11

【法令解説等】

- 平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る政令・内閣府令について 14
- 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について 17

- 【金融ここが聞きたい！】 18

- 【お知らせ】 20

- 【1月の主な報道発表】 28

【特集】

金融審議会金融分科会第二部会報告の公表について

平成 21 年 1 月 14 日、金融審議会金融分科会第二部会（部会長 岩原紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）において、報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」がとりまとめられ、公表されました。

決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤（インフラ）であり、我が国金融・資本市場の競争力強化に向け、その安全性、効率性、利便性の一層の向上等の指摘がなされています。平成 19 年 12 月に公表された金融庁の「市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）」においても、「安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築」がその目標の一つとして掲げられています。

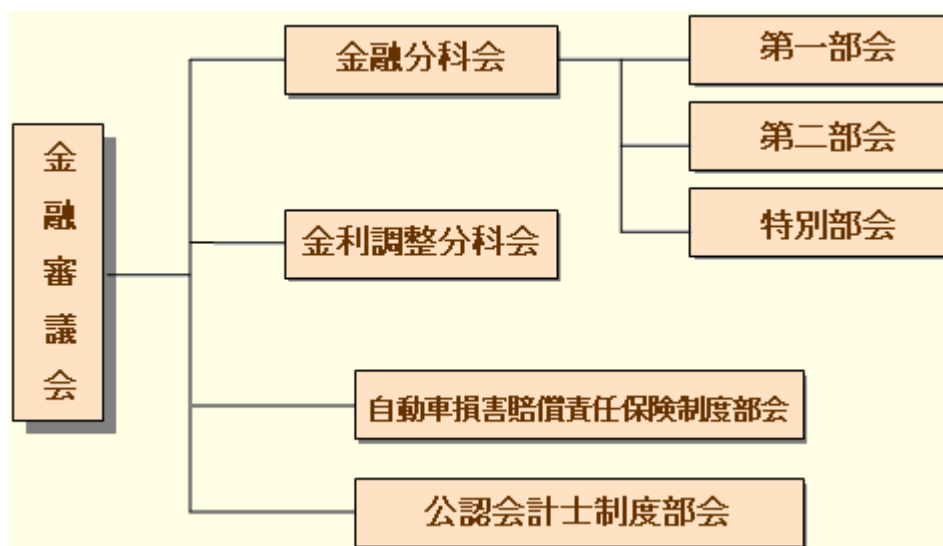
金融審議会金融分科会第二部会では、同部会の下に設けられた「決済に関するワーキング・グループ」（決済 WG）において、昨年 5 月から 12 月まで、リテールの資金決済に関し、専門的な観点から 12 回にわたり検討が行われ、第二部会に対し報告が行われました。決済 WG では、情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、新たなサービスが普及・発達している状況を踏まえ、資金決済システムの安全性を確保しつつ、イノベーションの促進、利用者保護など様々な観点からバランスのとれた制度整備について議論が行われました。

また、第二部会においては、銀行間の資金決済に関し、資金決済システムの強化のための制度整備について議論が行われました。

なお、決済 WG の報告のうち、ポイント・サービス、収納代行・代金引換サービスのように、共通した認識を得ることが困難であり、種々の意見が記述されている事項がありますが、これらについては性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当であり、利用者保護に欠ける事態等が生じないよう、引き続き注視していくことが必要とされました。

金融庁としては、第二部会報告の内容を十分に踏まえ、関係制度の整備に、早急に取り組んでいきます。

金融審議会組織図



＜報告の概要＞

1. リテールの資金決済

決済 WG 報告においておおむね共通した認識が得られた事項について、実務面での検討を深め、制度整備を図ることが適当

○ 前払式支払手段

- ・ サーバ型前払式支払手段を、紙型・IC 型前払式支払手段と同様に取り扱う
- ・ 自家型のものに対する監督規定の整備を行う
- ・ 自家型は届出制、第三者型は登録制などとされている現行の枠組みは維持する
- ・ 発行保証金の保全方法として、供託、金融機関等の保証に加え、信託の活用など倒産隔離が可能な他の保全方法を検討
- ・ 換金・返金は原則として禁止し、事業者が事業を廃止するなどの場合には換金・返金を義務づける

○ 資金移動サービス（仮称）

- ・ 預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引について、銀行以外の者が行うことを認める（為替取引に関する制度の柔軟化）
- ・ 資金移動サービス事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑えることが必要
- ・ 事業者に滞留する資金が全額保全されることが必要
- ・ 滞留資金額の保全について、倒産隔離を図りつつ、供託や金融機関等の保証に加え、信託銀行等への信託を認める
- ・ 資金移動サービス業者に対して犯罪収益移転防止法を課すことが必要

2. 銀行間の資金決済

銀行間の資金決済について、諸外国や証券決済における制度を参考に、所要の制度整備を図ることが必要

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「[金融審議会金融分科会第二部会報告の公表について（平成 21 年 1 月 14 日）](#)」にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第二部会報告書要旨
「資金決済に関する制度整備について ―イノベーションの促進と利用者保護―」
(平成 21 年 1 月 14 日公表)

- 我が国金融・資本市場の競争力強化
- 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤（インフラ）

リテールの資金決済

情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、決済に関する新たなサービスが普及・発達。また、銀行のみに許される為替取引を銀行以外の事業者も容易に行い得る状況。こうした環境変化に対応するため、第二部会に決済に関するワーキング・グループ（決済WG）を設置。

○決済WG報告においておおむね共通した認識が得られた事項

- サーバ型の前払式支払手段について紙型・IC型のものと同様の規制とする。
- 前払式支払手段について現行の枠組みを維持しつつ所要の改正を図る。
- 他の事業者が為替取引を行うこと（資金移動サービス(仮称)）を認める。

⇒ 実務面での検討を深め、制度整備を図ることが適当。

○決済WG報告において種々の意見が記された事項

➢ ポイント・サービス

(意見の例)

- ・ ポイントの発行が多額になっていること、ポイントでの支払やポイント交換の対象が広がっていることなどから、何らかの消費者保護が必要である。
- ・ ポイントは景品・おまけとして無償で発行されているとともに、財・サービスの利用範囲が限定されており、制度整備の必要はない。

➢ 収納代行サービス・代金引換サービス

(意見の例)

- ・ 収納代行サービス等は銀行法（為替取引）に抵触する疑義がある、サービスを提供する事業者が破綻した場合には収納を依頼した者に被害が生じる可能性がある等から制度整備を行うことが適当である。
- ・ 収納代行サービス等は為替取引に該当しない、支払人が二重支払の危険はない、利用者の利便性を低下させる等から制度整備の必要はない。

⇒ 制度整備を急ぐことなく、将来の課題とすることとし、利用者保護に欠ける事態等が生じないように、引き続き注視をしていくことが必要。

銀行間の資金決済

銀行間の資金決済を行っている全銀システムの運営主体について、より公正性、透明性の高いガバナンス体制の下で、システムの運営が行われるよう、適切な監督等を図る観点から所要の制度整備を図る。

(注) 全銀システムは、現在、銀行を構成員とする特例民法法人である東京銀行協会により運営され、幹事行制度に基づいて、その組織の実質的な運営が図られている。

【トピックス】

「ベター・レギュレーションの進捗状況について」（第2回）の公表について

金融庁では、平成19年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきました。ベター・レギュレーションへの取組みの進捗状況については、昨年5月に、平成19年7月から平成20年4月までの進捗状況を中心に取りまとめ、第1回として公表したところです。

今般（平成20年12月26日）、平成20年5月から同年12月までの進捗状況を中心に第2回の報告書を取りまとめましたので、その内容を紹介します。

ベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけています。

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政課題の透明性・予測可能性の向上

まず、この4つの柱に即して進捗状況を概観します。

4つの柱に係る進捗について（平成20年5月～12月）①

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

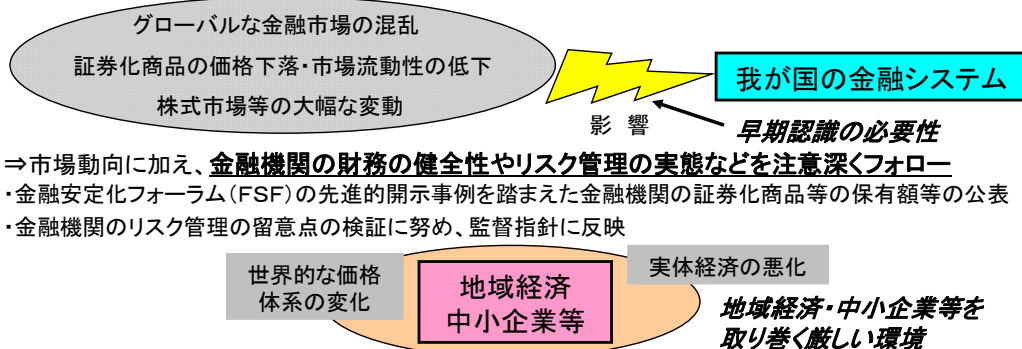
- 平成20年4月に金融機関や市場関係者と取りまとめたプリンシプルについて職員一人一人への浸透を図るとともに、**プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組み**を実施
 - ・監督方針にプリンシプルを日々の行政対応に活用する旨を明記
 - ・利用者利便の向上や適切なリスク管理といったプリンシプルを踏まえ、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した検査を実施
- ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反体制の整備義務を導入。金融機関の自主的な体制整備が促進されるよう、原則的な規定を定め、その実施状況についての適切なモニタリングを通じて規制の実効性の確保に努める**プリンシプル・ベースの枠組みを構築**

参 考

- | | |
|---------------|---|
| ルール・ベースの監督 | …ある程度詳細なルールや規則を制定し、それらを個別事例に適用 |
| プリンシプル・ベースの監督 | …プリンシプル（金融機関が尊重すべき主要な行動規範・行動原則）に沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自主的な取組みを行うことに重点 |

4つの柱に係る進捗について(平成20年5月～12月) ②

2. 優先課題の早期認識と効果的対応



- ⇒市場動向に加え、**金融機関の財務の健全性やリスク管理の実態などを注意深くフォロー**
- ・金融安定化フォーラム(FSF)の先進的開示事例を踏まえた金融機関の証券化商品等の保有額等の公表
 - ・金融機関のリスク管理の留意点の検証に努め、監督指針に反映

- ⇒**早めの実態調査や金融システムの安定性強化と金融の円滑化**を図るための施策を速やかに実施
- ・全国各地に幹部を派遣し、中小企業金融のきめ細かい実態把握を実施(20年8月)
 - ・金融仲介機能の維持に向けた施策の実施(貸出条件緩和と債権の取扱い変更、金融機能強化法の改正等)
- 金融機関の経営に深刻な影響を及ぼし得る**重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検査**を実施
- ・証券化スキーム等を利用した複雑な形態の貸出等への対応や中小企業の実態を踏まえた適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を図る観点から、検査基本方針を作成
 - ・小規模で業務が限定されている金融機関への簡易検査の導入

4つの柱に係る進捗について(平成20年5月～12月) ③

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備を求め、**個々の状況に応じた自主的な規律付けを求める枠組み**を導入
- 課徴金の加算・減算制度を導入。**インセンティブ付与と違反行為の抑止**の観点から、一定の違反行為の早期申告者には課徴金を減額し、違反行為を繰り返す者には課徴金を加算
- 経営改善に向けたインセンティブを高めることを目的とする**検査評価制度に係る取組みを充実**
(例)金融機関の優れた取組み・創意工夫は検査で積極的に評価し、検査評価に明確に反映 等
- **地域密着型金融の一層の推進**のため、好事例を紹介することにより金融機関のインセンティブに配慮

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 検査マニュアルを改定し、検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項を明記
(例)・重要なリスクに焦点をあてた検証
・問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証
・検査結果に対する真の理解(納得感)
- 金融機関を取り巻く環境の変化(景気情勢の悪化、金融商品の内在リスクを適切に管理する必要性の高まり等)を踏まえ、平成20事務年度の**行政対応における重点項目を明確化**
 - ・検査基本方針では、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを重点項目化
 - ・監督方針では、「金融機能の発揮と利用者の安心・利便」や「リスク管理と金融システムの安定」などを重点項目化

つぎに、4つの柱を実現するために行っている当面の5つの取組みについて、その進捗状況を概観します。

5つの取組みの進捗(平成20年5月～12月) ①

1. 金融機関等との対話の充実

- 新たに全国各地の**中小企業者、中小企業団体との直接の対話を開始**
- 主要行等の決算ヒアリングや検査モニターを拡充
- 市場関係者や金融機関代表者との意見交換会も積極的に実施

2. 情報発信の強化

- 現下の世界的な金融情勢や我が国の取組み等について、講演・スピーチや報道機関のインタビューを積極的に活用し、金融庁の考え方や施策を紹介
- **ウェブサイトにおける英文での報道発表**を前年同期比で**ほぼ倍増**。日本語との同時公表についても増加

	19年5月～11月	20年5月～11月
英文による報道発表件数	20件	38件
日本語と英語による同時公表	7件	18件

- 中小企業金融円滑化のために、検査基本方針や検査マニュアルの周知など全国各地で説明会を開催

5つの取組みの進捗(平成20年5月～12月) ②

3. 海外当局との連携強化

首脳・閣僚レベルでの国際的な取組みにおける発信

- G7や首脳会合(サミット)など**首脳・閣僚レベルの国際会議**において、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた**我が国の経験と教訓を活かした発信**を実施
 - ・ 世界経済フォーラム東アジア会合(平成20年6月)
 - ・ G7財務大臣・中央銀行総裁会議(同年10月)
 - ・ 金融・世界経済に関する首脳会合(同年11月)

国際協調の推進、国際的議論への参画

- 首脳・閣僚レベル以外でも様々な国際会議や国際機関において、金融安定化等の観点から、活発な議論や検討が進められており、こうした**国際的な議論に積極的に参加**。また、金融機関の国際的な活動や金融取引のグローバル化に応じて、海外監督当局との連携を強化
 - ・ 平成20年4月のFSF(金融安定化フォーラム)報告書において示された提言のうち、当局が対応すべきとされた課題について、迅速かつ着実に実施
 - ・ 主要国の監督当局で構成され、主要な巨大複合金融機関について設置されているSenior Supervisors Group(SSG)に5月に加わり、各国海外当局との意見交換・情報交換を実施
 - ・ 我が国の大手金融機関について、海外の主要な関係当局をメンバーとする監督カレッジを設置

5つの取組みの進捗(平成20年5月～12月) ③

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

- 平成20年7月にリスク分析参事官室を設置し、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、**リスク分析の高度化を推進**
- 検査部局においても、各金融機関の規模・特性を踏まえた重要なリスクの把握に努め、分析した情報を実際の検査での検証において活用
- 日本銀行と連携しつつ、**短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力**。把握した情報等は庁内で共有
- 金融機関の融資に関する**大臣直通の情報受付窓口(金融円滑化「大臣目安箱」)**を開設し、届けられた情報を検査・監督に反映。中小企業庁とも、中小企業金融に関する情報を共有

5. 職員の資質向上

- 平成20年7月の異動期において、キャリアパスに関するアンケート結果に配慮した任用や専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、**専門性に資する任用体制の確立**に向けた取組みを実施
- 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、庁内の研修を改善するとともに、海外政府機関・内外大学院・在外公館への派遣を拡大
- 検査部局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用を拡大するなど、民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの**専門家を積極的に採用**

最後に、前回のベター・レギュレーションの進捗状況に係る報告書では、監督対象先に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、今後の課題として、「1. 職員へのさらなる徹底」、「2. 実務者レベルでの対話の充実」、「3. 情報発信の機会の拡充」を指摘していましたが、これらの課題についての取組状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職員へのさらなる徹底

- ・ 検査マニュアルに検査運営の質的向上にあたって特に重要な5項目を明記し、検査官に徹底しています。監督部局においても、プリンシプルの周知・徹底を目的に職員研修を実施しています。
- ・ 引き続き、職員へのさらなる徹底を図っていきます。

(2) 実務者レベルでの対話の充実

- ・ 決算ヒアリングの回数の拡充や、新設したリスク分析参事官室における金融機関実務者等との金融機関の状況等についての幅広い情報交換など、対話を充実してきました。
- ・ さらに、金融機関が有する法令解釈の疑問点などを聴取する態勢を充実させ、金融機関との対話の中で、プリンシプルについての議論を深めるとともに、行政対応の予測可能性を向上させることが今後の課題と考えられます。

(3) 情報発信の機会の拡充

- ・ 大臣、長官をはじめ、幹部職員による各種講演を実施しました(英語での講演・スピーチも積極的に実施)。トップページの見直し等、ウェブサイトの充実に向けた取組みも実施しています。
- ・ 引き続き、情報発信の機会を拡充させていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[「ベター・レギュレーションの進捗状況について」\(第2回\)の公表について](#)」(平成20年12月26日)にアクセスしてください。

平成 21 年度機構・定員及び予算について

1. はじめに

平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定された 21 年度政府予算案における金融庁関連の機構・定員及び予算の概要について説明します。

現下の政策課題に的確に対応すべく、定員に関し 45 名の純増（グロスベースでは 68 名の増員）及び総括審議官（国際担当）の設置等の体制整備、並びに総額約 217 億円の予算が認められました。

2. 機構・定員

【定員の推移】

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
増 員 (A)	109	64	64	69	68
削 減 等 (B)	▲ 17	▲ 18	▲ 31	▲ 25	▲ 23
純 増 (A - B)	92	46	33	44	45
年 度 末 定 員	1,294	1,340	1,373	1,417	1,462

(注) 21 年度の削減等には、計画削減▲18 のほか、検査官の時限到来（20 年度末）による減等が含まれています。

(1) 金融システムの安定性強化・金融仲介機能の適切な発揮（16 人）

我が国金融システムが安定し、金融仲介機能が適切に発揮されるよう、①銀行・証券会社・保険会社に係る監督体制の強化、②中小企業金融の円滑化に係る体制の強化等を図ることとしました。

(2) 海外監督当局等との連携（11 人）

国際金融市場の安定化に向けて、国際協調の下で、海外監督当局等との連携を強化するため、総括審議官（国際担当）の設置を含む所要の体制整備を図ることとしました。

(3) 市場監視・市場監督体制の強化（33 人）

信頼と活力のある市場を構築するため、証券取引等監視委員会の体制強化を図るとともに、格付会社に対する規制対応等、市場に対する監視・監督体制の整備を図ることとしました。

(4) 金融サービス利用者保護施策推進等（8 人）

金融サービスの利用者が安心して取引できる環境を整備するため、改正貸金業法の円滑な実施のための体制及び決済制度や金融 ADR 制度の企画・立案体制の強化を図ることとしました。

3. 予算

(1) 予算については、上記増員（68 名）、海外当局との連携強化、市場強化、及び情報システム整備等に必要経費を含め、総額で約 217 億円（対前年度比 22.4 億円増、伸び率 11.5%増）が認められました。

(2) 預金保険機構に係る政府保証枠については、52 兆円が認められました。このうち、改正金融機能強化法に基づく政府保証枠については、12 兆円が認められました。

(注) なお、平成 20 年度補正予算（第 2 号）においても、預金保険機構に係る政府保証枠のうち、金融機能強化法に係るものについては、同法の改正に伴い、現行の 2 兆円に 10 兆円を追加し、12 兆円が認められました。

(3) 銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、20 兆円が認められました。

(注) なお、平成 20 年度補正予算（第 2 号）においても、20 兆円が認められました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 21 年度機構・定員及び予算について」（平成 20 年 12 月 24 日）](#)にアクセスしてください。

【国際関連】

バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅡの枠組みの強化に関する市中協議文書の公表について

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」といいます。）は、1月16日、バーゼルⅡの枠組みの強化に関する、以下の3つの市中協議文書を公表しました。

1. 「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」（原題：Revisions to the Basel II market risk framework）
2. 「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」（原題：Guidelines for computing capital for incremental risk in the trading book）
3. 「バーゼルⅡの枠組みの強化案」（原題：Proposed enhancements to the Basel II framework）

これらの市中協議文書は、今般の国際金融市場の危機において、複雑な金融商品の取扱いなどに係るバーゼルⅡの枠組みをより適切なものとする必要性が認識されたことを踏まえ、バーゼルⅡの一部見直しを提案するものです。以下、簡単に3つの市中協議文書の内容を紹介します。

今回の3つの市中協議文書は、大きく2つに分けることができます。1つが、金融機関のトレーディング勘定の自己資本に関する枠組みの一部見直しで、市中協議文書の「1」及び「2」がそれにあたります。もう1つが、証券化商品を中心とするバーゼルⅡの3つの柱に関する一部見直しで、市中協議文書の「3」がこれにあたります。

まず、トレーディング勘定に関する見直しですが、2007年半ばに始まった金融危機以来、金融機関の損失の多くやレバレッジの積上りの大半がトレーディング勘定において発生しました。これを踏まえ、今般、バーゼル委は、トレーディング勘定に係るマーケット・リスク規制の枠組みを一部見直すことにし、具体的には、以下のような見直しを提案しています。

- ・ 証券化商品以外のクレジット関連商品（社債等）について、内部モデル（Value-at-Risk（VaR）モデル）により計測していたリスク量に加え、「デフォルト・リスク」、「格付遷移リスク」を新たに「追加的リスク」として計測
- ・ 再証券化商品を含む証券化商品のリスク計測について、銀行勘定の自己資本賦課方式を適用
- ・ 重大な損失が出た1年間のデータを用いた、ストレスのかかった VaR（ストレス VaR）の導入
- ・ 流動性が高く、分散されているポートフォリオに適用されている株式に関する優先的な取扱いの廃止

以上の見直し案が実施されることにより、現行の枠組みでは捕捉されていなかった重要なリスクが捕捉されることとなるほか、銀行勘定とトレーディング勘定との間の規制の裁定行為に対する金融機関のインセンティブが減少することが期待されます。

次に、バーゼルⅡの3つの柱に関する見直しですが、「第1の柱」（最低所要自己資本）に関する一部見直しは、銀行勘定の証券化商品の取扱いに関するものです。今般の金融危機を通じて、ABS-CDO等の証券化商品を裏付けとする証券化商品（いわゆる再証券化商品）のリスクが必ずしも適切に捕捉されていなかったことを踏まえ、こうした再証券化商品に対するリスク・ウェイトの引上げを提案しています。

また、オフバランス導管体（ABCP 導管体）に対する流動性補完について、これまでの短期の流動性補完に対する取扱いと、長期の流動性補完に対する取扱いの区分を撤廃することによって、流動性補完に対する所要自己資本の引上げを提案しています。さらに、外部格付を有する証券化商品の裏付資産について、その特性に関する包括的な情報を入手することを金融機関に求めることを提案しています。金融機関がこうした情報の入手を怠った証券化商品については、所要自己資本が引き上げられることとなります。

「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に関する一部見直しでは、今般の金融危機によって明らかとなったリスク管理実務の不備に対処することを目的とした、監督上のガイダンスが提案されています。具体的には、金融機関横断的なガバナンスとリスク管理態勢の確立、オフバランス取引と証券化業務に係るリスクの適切な捕捉、リスクと収益を長期的視野で管理するインセンティブ・メカニズムの導入が提案されています。また、バーゼル委で昨年公表された3つのガイダンスペーパーを準用しつつ、流動性リスク管理、公正価値実務、ストレス・テスト実務についても健全なリスク管理実務を促す提言が盛

り込まれています。こうした提言に基づき、金融機関は健全なリスク管理の枠組みと実効的な資本計画プロセスを構築することが期待されています。

「第3の柱」（市場規律）に関する一部見直しは、証券化に関する開示項目の充実化を図るものです。具体的には、今般の金融危機において金融機関の情報開示実務が不十分であった6分野（①トレーディング勘定における証券化エクスポージャー、②オフバランス導管体に係るスポンサー業務、③証券化の内部評価方式（IAA）及びその他の ABCP 流動性補完、④再証券化エクスポージャー、⑤証券化エクスポージャーの価値評価、⑥証券化エクスポージャーに係るパイプライン／ウェアハウジング・リスク）に焦点を当て、市場参加者が金融機関における自己資本の充実度を適切に評価できるようにすることが期待されています。

以上の見直しは、バーゼルⅡの枠組みを包括的に見直すものではなく、今般の金融危機によって明らかとなった、再証券化商品を中心とする複雑な金融商品の取扱いをより適切なものとする一部見直しとなります。市中協議の結果を踏まえ、バーゼル委は、「第2の柱」に示されたリスク管理の強化を本年7月1日に、「第1の柱」及び「第3の柱」の強化を本年末までに、トレーディング勘定に関する提案を2010年末までに実施することを提案しています。

なお、コメントに関しては、金融機関のトレーディング勘定の自己資本に関する枠組みの一部見直し（市中協議文書の「1」及び「2」）は本年3月13日、証券化商品を中心とするバーゼルⅡの3つの柱に関する一部見直し（市中協議文書の「3」）は4月17日まで募集しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅡの枠組みの強化に関する市中協議文書の公表について」（平成21年1月19日）](#)にアクセスしてください。

欧州連合（EU）における会計基準の同等性評価について

欧州連合（EU）の欧州委員会（EC）は、平成20年12月12日、第三国の会計基準の同等性評価の最終決定を行い、日本の会計基準については、米国会計基準と並び、欧州の採用する国際会計基準（IFRS）と同等であると発表しました。また、同月19日付けのEU官報にて下記の指令および決定を掲載しています。これにより、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となります。

- ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する2004年欧州委員会規則第809号を改正する2008年欧州委員会規則1289号
- ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定

※ EU官報は欧州委員会（EC）の[ニュースリリース](#)よりご覧いただけます。

同等性評価の背景と経緯

EUは「リスボン戦略」（2000年3月）によって掲げられた競争力強化の戦略の一環として、2002年7月に「国際会計基準（IAS¹）の適用に関する規則」を、2003年9月には「IAS第32号及び第39号を除き、9月14日現在のすべてのIASを採用する規則」を採択し、2005年からのEU域内での国際会計基準の採用に踏み切りました。さらに、発行開示を扱う指令として「目論見書指令」（2003年7月採択）、継続開示については「透明性指令」（2004年12月採択）を採択しましたが、この二つの指令では、EU域内で公募を行なうEU域外国の証券発行者に対し、2007年1月以降、国際会計基準又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けられており、その結果、我が国会計基準についても同等性評価の対象となりました。

（注）この問題は、EUにおける国際会計基準の適用義務化に伴い、当初「2005年問題」と呼ばれておりましたが、その後、EU域外国企業について2007年1月からとの期限が示された結果、「2007年問題」、更にその後の同等性評価の2年間延期（後述）に伴い、「2009年問題」と呼称されてきました。

¹ 2001年に、国際会計基準委員会（IASB）は組織改正に伴って名称を国際会計基準審議会（IASB）に変更し、設定する会計基準の呼称も、IASからIFRS（国際財務報告基準）へと変更されました。

同等性評価の実質的な作業は、2004 年 6 月に欧州委員会から欧州証券規制当局委員会（CESR）に対し、日米加の 3 ヶ国の会計基準の評価について技術的助言を行うよう指示があったことから開始されました。

これを受け、2005 年 7 月、CESR は「技術的助言（CESR/05-230b）」において、日本の会計基準については欧州において使用されている国際会計基準と「全体として同等」としながらも、「26 項目の重大な差異」を指摘し、それらについては追加開示等の補正措置が必要との発表をしました。

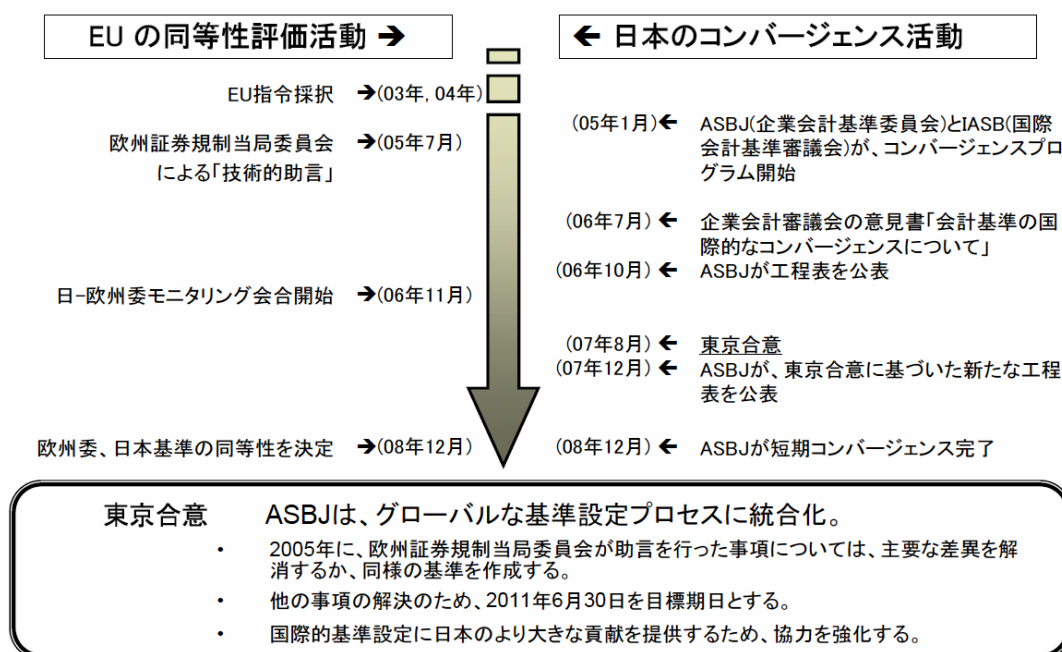
この間、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2002 年 9 月のいわゆる「ノーウォーク合意」以来、国際会計基準と米国会計基準とのコンバージェンスに向けた議論を積み重ね、2006 年 2 月には、具体的なコンバージェンスの計画に関する覚書（MOU）を締結しました。わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、国際的なコンバージェンスの加速化の動きに対応し、2005 年 3 月から、国際会計基準審議会（IASB）と、2006 年 5 月からは米国財務会計基準審議会（FASB）とそれぞれコンバージェンスに関する協議を開始しています。

証券当局側では、米国証券取引委員会（SEC）が、2005 年 4 月に、国際会計基準に基づく財務報告に対し、米国において要求している数値調整措置を、2009 年を目標に撤廃するとのロードマップを公表しました。その後、2006 年に入り、欧州委員会は、国際的なコンバージェンスの進展等を踏まえ、EU 域外国企業に対し、国際会計基準又はこれと同等な会計基準の使用を義務づける措置について、当初の 2007 年 1 月から、2009 年 1 月に延期することを提案しました。

こうした国際的な動きを踏まえ、2006 年 7 月、我が国関係者は、企業会計審議会企画調整部会において、コンバージェンスのあり方について議論を行い、その結果を「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」（意見書）として示しました。同意見書では、我が国として会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応するとともに、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが示されました。

当該意見書を踏まえ、ASBJ は、CESR から示された 26 項目の重要な差異を解消するための工程表を作成・公表しました。その後、2007 年 8 月の「東京合意」において、重要な差異については 2008 年末まで（それ以外の差異についても 2011 年 6 月末まで）という明確な期限が示されました。

コンバージェンスと同等性評価



また、この間、金融庁としても、欧州委員会との定期的な会合の開催、CESR との積極的な対話やこれらに対する意見発信、在外公館を通じた欧州議員への働きかけなど、国内関係者との情報共有や海外当局との対話を通じて多くの働きかけを行ってきました。

その後、国際的なコンバージェンスの進展や、米国 SEC が外国企業による国際会計基準に基づく財務報告に対する数値調整措置を撤廃したことを踏まえ、2008 年 3 月、CESR は、従来のある時点における会計基準間の差異を特定するアプローチから、合理的なコンバージェンスプログラムの存在等を併せて、全体として評価するホーリスティック・アプローチに転換し、その結果、日本基準及び米国基準については、国際会計基準と同等との技術的助言を行いました。

これを受け、欧州委員会は、2008 年 4 月に、この技術的助言に基づく報告書案をまとめ、その後、欧州議会及び欧州証券委員会（ESC）（EU 各国の財務省等で構成）との協議を踏まえ、2008 年 12 月 12 日、我が国会計基準を欧州にて使用されている国際会計基準と同等とする最終的な決定がなされました（[「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」](#)（平成 20 年 12 月 15 日））。

同等性評価の結論と意義

本決定によると、「2007 年 8 月に ABSJ 及び IASB が、日本会計基準と国際会計基準の重要な差異を 2008 年までに、残りの差異を 2011 年までにそれぞれ解消するとの合意を公表したことや、日本の当局が、EU 企業の国際会計基準による財務報告に対し、数値調整措置を求めていないことに鑑み、2009 年 1 月以降、日本の会計基準については、（欧州において採用されている）国際会計基準と同等と考えることが適切である」とされています。また、米国基準についても日本と同様の決定がなされています。なお、中国、カナダ、韓国、インドの各会計基準については、最終的に同等との決定は行われていないものの、2012 年 1 月から開始する財務年度以前の期間においては、修正再表示及び会計基準の相違に関する定性的な記述の義務が免除されています。（※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[「欧州連合（EU）における会計基準の同等性評価について」](#)（平成 21 年 1 月 7 日）にアクセスしてください。）

本決定により、直接的には、EU 内の規制市場において資金調達を行う我が国企業は、引き続き、我が国会計基準の使用が可能となりました。金融庁としては、我が国の金融・資本市場の重要なインフラである会計基準の国際的な高品質性が確認されたことや、日・EU 双方の金融・資本市場の開放性が維持されたという点で、今回の欧州委員会の決定を高く評価しています。

この結果は、まさに ASBJ を中心とした我が国関係者及び欧州側の関係者の双方の努力の結果であると考えています。金融庁としては、引き続き、金融・資本市場の国際的な信頼性の向上に向け、今後の会計基準をめぐる取組みを支援していきたいと考えています。

【法令解説等】

平成 20 年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る政令・内閣府令について

1. はじめに

証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制は、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止等をねらいとして設けられているものです。しかし、現行のファイアーウォール規制については、金融のグループ化等が進展する中、

- ・ 金融グループとしての総合的なサービスの提供の障害となり、利用者の利便性がかえって損なわれている
- ・ 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている

等の問題点が指摘されてきました。

平成 19 年秋から開催された金融審議会第一部会においても、現行のファイアーウォール規制について、利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性確保を図るとともに、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応える観点から活発な議論が交わされ、以下のような新たな規制の枠組みを提供することが適当であるとする提言がまとめられました。

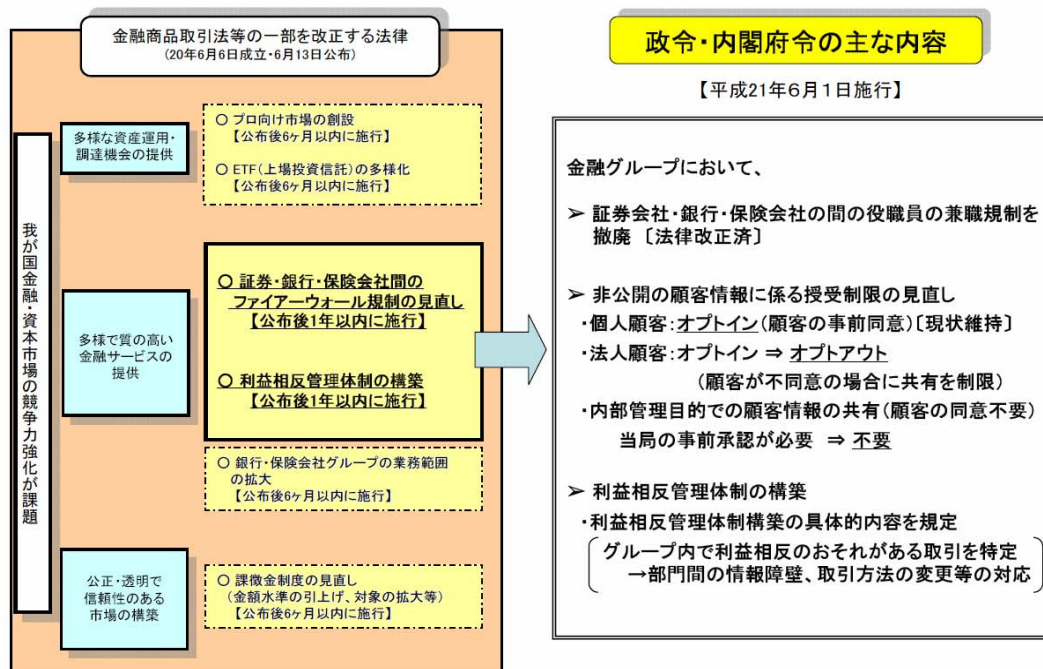
- ・ 証券会社、銀行、保険会社等に利益相反の管理のための体制整備を義務付け
- ・ 銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止
- ・ 役職員の兼職規制を撤廃
- ・ 顧客に関する非公開情報の授受制限を見直し

平成 20 年 6 月 13 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」といいます。）においては、金融審議会の提言等を踏まえ、金融グループ内における役職員の兼職規制を撤廃する一方で、金融機関及び金融グループに対し、利益相反管理体制の整備を求めることとしました。

今般公布された政令・内閣府令は、上記法改正を受けて、

- ・ 利益相反管理体制構築の具体的内容を規定
- ・ 顧客に関する非公開情報の授受制限を見直し
- ・ 銀行等の優越的地位の濫用防止を規定
- ・ 主幹事引受制限を緩和

等の措置を行うものであり、主な内容は以下のとおりです。



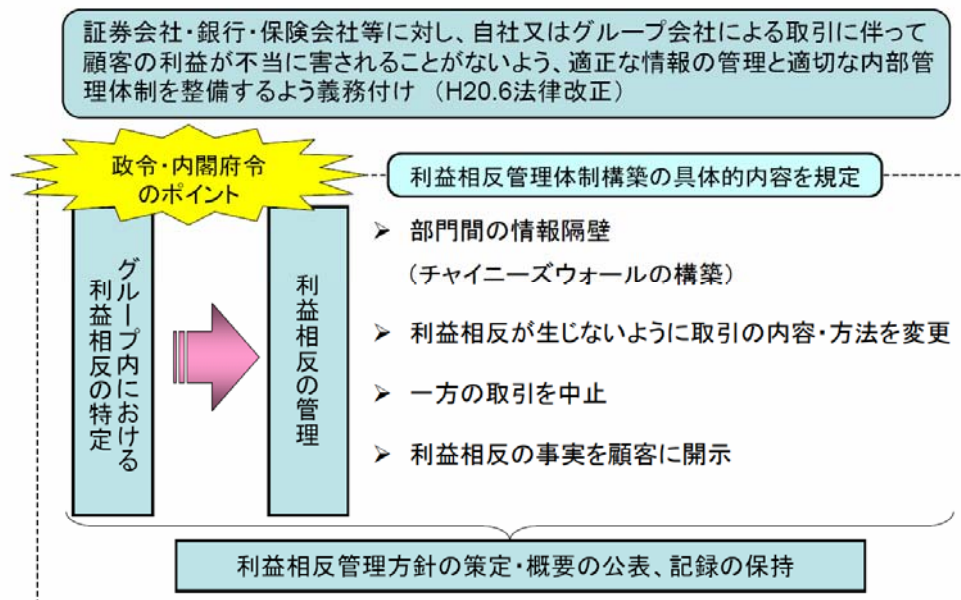
(注) 公布後6ヶ月以内施行分については、平成20年12月12日に施行済。

2. 利益相反管理体制構築の具体的内容の規定

改正法では、証券会社・銀行・保険会社等に対して、自社又はグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制を整備するよう義務付けています。

これを受けて、今般改正された政令・内閣府令においては、利益相反管理体制の整備が求められる業者の範囲やグループ会社の範囲等の細目について規定するとともに、顧客の利益が不当に害されることがないように業者がとるべき必要な措置について定めています。

利益相反管理体制の構築



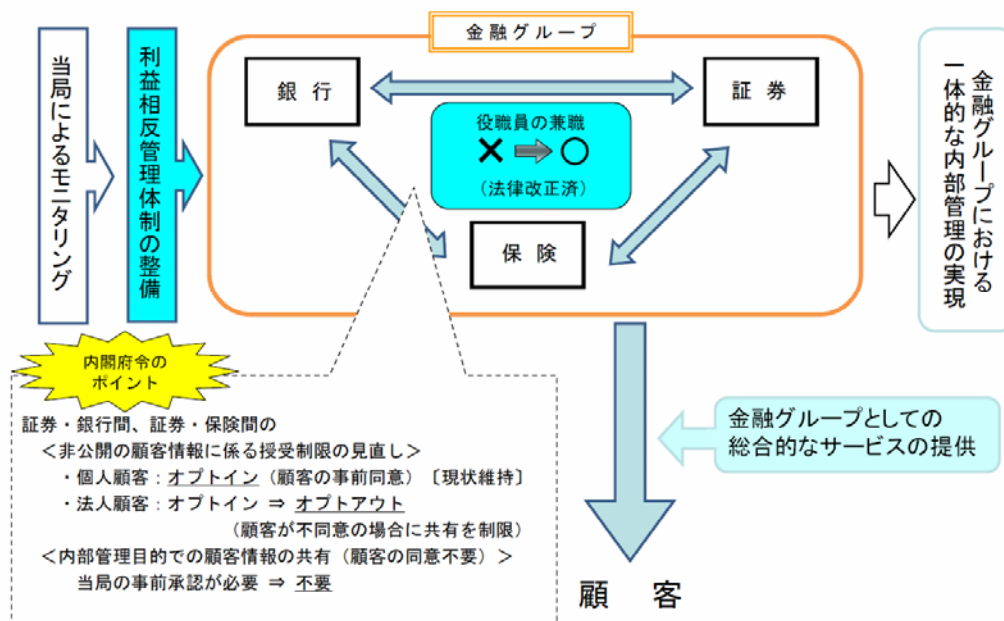
3. 顧客に関する非公開情報の授受制限の見直し

グループ内での法人顧客に関する非公開情報の共有について、顧客の事前同意を不要とし、不同意の場合に共有を制限する（オプトアウト）こととする措置を講じています。

（注）個人顧客に関する非公開情報の共有については、引き続き顧客の事前同意（オプトイン）が必要です。

また、内部管理目的での顧客情報の共有について、現行は当局の事前承認が必要ですが、これを不要としています。

証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し



4. 銀行等の優越的地位の濫用の禁止

証券会社・保険会社に対し、グループ銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約・保険契約の締結・勧誘等を行うことを禁止する措置を講じています。

(注) 銀行に対しては、既に銀行法により、銀行の取引上の優越的地位を不当に利用してグループ会社取引を行わせることを禁止しています。

5. 主幹事引受制限の緩和

証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されていますが、当該禁止の例外として、以下の要件を満たす他の引受証券会社が株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を追加しました。

- (1) 引受幹事会社として登録されていること
- (2) 引受業務につき十分な経験を有すること
- (3) 資本・人的関係において独立性を有すること

なお、発行者と引受主幹事会社の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について、有価証券届出書等への記載による開示を義務付けています。

その他の主な改正事項

内閣府令 のポイント

○ 銀行等の優越的地位の濫用の禁止

証券会社・保険会社に対し、グループ銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して取引を行うことを禁止。

(注) 銀行に対しては、既に銀行法により、銀行の取引上の優越的地位を不当に利用してグループ会社取引を行わせることを禁止。

○ 主幹事引受制限の緩和

証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されているところ、以下の要件を満たす他の引受証券会社が、株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を、当該禁止の例外として追加。

- －引受幹事会社として登録されていること
- －引受業務につき十分な経験を有すること
- －資本・人的関係において独立性を有すること

その場合には、発行者と引受人の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について開示を義務付け。

6. 施行日

改正法のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る部分の施行日については、改正法の公布の日（平成 20 年 6 月 13 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりましたが、関連政令の公布により、平成 21 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 20 年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」](#)（平成 20 年 1 月 20 日）にアクセスしてください。

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ（座長 山下友信 東京大学大学院法学政治学研究科教授）においては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者の死亡に係る保険契約について、モラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢でした。

また、成年者を被保険者とする保険契約について、被保険者の同意を必ずしも取得していない場合にも、何らかの対応を図る必要があるとの意見がありました。

これらの指摘を踏まえ、金融庁では内閣府令中に、保険会社が保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めました。また、上記内閣府令の内容を具体化・明確化するため、「保険会社向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を行いました。

これらの内閣府令、監督指針は、平成 20 年 12 月 26 日に公布・公表され、平成 21 年 4 月 1 日から施行・適用されます。

【改正の概要】

次の保険（不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除きます。）を保険会社が引き受けるに当たっては、保険の不正な利用の防止を図るための保険金の限度額その他引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを内閣府令で義務付けています。

① 15歳未満の者を被保険者とする死亡保険

② 被保険者本人の同意を取得していない死亡保険

（注）「死亡保険」とは、人の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険をいいます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 20 年 12 月 26 日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：今日東証の大発会で株価が9,000円に回復しまして幸先のいいスタートを切ったと思うんですが、これについての感想と、去年は最大の下落率を記録しましたが、今年はこういった年になってほしいというふうにお考えですか。

A. 去年は私の記憶では、厳しい年初だったけれども後半には持ち直すんじゃないんですかねというところをおっしゃっている方もいらっしゃいましたけれども、今年は非常に厳しいというふうにおっしゃっている専門家あるいは関係者の方もいらっしゃいます。そういう中で各国ともそれぞれ、そしてまた協調して色々な対策をとっているわけですが、日本におきましても官民挙げてこの危機とも言われる状況乗り越えていかなければならないという意味で、世界的に年末年始少し持ち直しておりますので、日本のスタートである本日、為替が安定しそして株価が上昇しているということは、みんなでこの難局を乗り越えていこうという、民間側といえましょうか経済界側の強い決意のあらわれであり、我々も同じような決意でやるべきことを全力を挙げてやっていかなければならないと。今のところは何かマーケットにしっかりやれよというふうに背中を押されているような感じすら、今のマーケットからはそんなような感じを受けています。

【平成21年1月5日（月） 閣議後記者会見】

Q：まず北海道の札幌北洋ホールディングスが改正された金融機能強化法に基づく公的資金の注入（申請）の検討に入ったと昨日発表しました。まだこれから審査がありますが、実現するとなれば今般の改正法においては初めての事例となります。これについて大臣のご所見をお願いいたします。

A. 私も北洋銀行が公的資本の受け入れの検討に入ったということは昨日発表されて知っております。もともと健全行と言われております金融機関がさらに体力を強化して北海道の中小企業等に資金を供給するということは地域経済にとっても非常にいいことだと思いますので、個別行の話としてというよりも一般論として、これを活用していただいて、その目的を達成していただければというふうに期待しております。

Q：これはほかの金融機関に与える影響などについてはどのようにお考えでしょうか。

A. 過去似たような、しかし目的が全く違う例があつて、下手にこういうことをするとマイナスになるんじゃないかというようなご意見もありましたけれども、これをきっかけに健全行がこういう形でこのスキームを利用していただくということは、金融の機能の使命を果たすという意味で、私はやっていただきたいし期待をしております。

【平成21年1月20日（火） 閣議後記者会見】

Q：金融機能強化法に基づく公的資金の申請についてですが、過日南日本銀行が検討の意向を明らかにされたということでこの件の評価と、それから株安ですとか地域経済の状況というのは、業界ある程度共通したものがあるということで、可能性としては今後も申請が続くこともあり得るのかなと思っておりますが、その辺りの状況のご認識は如何でしょうか。

A. 金融機能強化法につきましては何回も申し上げておりますけれども、金融機関の体力が更に強化されることによって中小企業、地域経済への資金供給という職務を果たしていただきたいというのが法の趣旨であり、それは金融機関自身のご判断、そしてまた公的資金の参加を求める場合の申請ということになっているわけでございます。北洋銀行、それから南日本銀行がこれについて検討をし始めたということを発表されているということは、この趣旨にかなって、特に北海道あるいは鹿児島といった経済状況が非常に厳しいところでこれを活用して円滑な資金供給が出来るということは、私は申請をしていただいてそういうふうになれば非常にありがたいことでありますし、ほかの地域あるいはほかの金融機関でも是非こういうことをやっていただければありがたいというふうに思っております。

【平成 21 年 1 月 23 日（金） 閣議後記者会見】

Q：地方銀行の現況についてお伺いしたいのですが、これまで改正金融機能強化法による資本注入の申請を表明したところが2行出ていると思うのですが、それに加えて昨日、香川銀行と徳島銀行が経営統合を発表しました。現状地方銀行を取り巻く環境とか経営についての認識についてお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

A. 合併の話の前に、今色々な金融機関、あるいは金融機関の上部団体というのでしょうか、信金・信組の上部団体等が公的資本注入の検討をされているやに聞いております。私は、前から申し上げているようにこういう世界的な金融機関の流動性の問題が实体经济に与えている影響が大きいわけでございますから、やれともやるなとも言いませんけれども、やっていただくのであれば非常にこれは、この法律の趣旨から見ていいことではないかと。歓迎したいと。繰り返しますけれども、やれとかやるなとか、あるいはまた実際に私のところに来ているということではございませんけれども、一般論としてはこういうことは中小企業に対する流動性供給という観点からでもいいことだというふうに思っております。

今の四国の金融機関が合併をする、したいということについては、報道の中で私は承知しているだけでございますけれども、前回の時は金融機能強化法というのはある意味では合併というものの1つの大きな目的にあったと思っておりますけれども、今回は合併ということよりも中小企業、地域経済に対しての貸し出し余力、貸し出し体力をつけるという意味でやっていることでございますから、直接的な大きな目的ではないとは思いますが、やはり体力がそれによって強化されるという意味では、一般論としては、これはどうなるか分かりませんが、我々としてもこれについてもきちっと見守っていききたいというふうに思っております。

【平成 21 年 1 月 27 日（火） 閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成 20 年 10 月 16 日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[金融円滑化「大臣目安箱」について](#)』（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、『[金融円滑化ホットライン](#)』を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン 受付時間：平日 10：00～16：00 電話番号：03-5251-7755 受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等
--

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)』（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 中小企業の資金繰りを応援します！

～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめた パンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄の財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が丸となって取り組みます —



新たな融資を受けたい方々へ

緊急保証制度の対象業種の追加や、
セーフティネット貸付の拡充等を行っています！



既存借入金の返済条件を変更したい方々へ

中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を
変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。



詳しくはパンフレットを御覧下さい



【お問い合わせ先】

○緊急保証やセーフティネット貸付について

中小企業庁 TEL 03-3501-6280
または、最寄の経済産業局へ
お問い合わせ下さい

○条件緩和と債権の取扱いについて

金融庁 TEL 03-3506-6000
または、最寄の財務局へ
お問い合わせ下さい

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思います。（下のパンフレットはウェブサイト上の『[中小企業の皆様へ（中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました）](#)』からも御覧いただけます。）

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと置って、返済条件の変更に応じしてくれないんです...

**今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。**

※ 条件緩和（返済条件の改定）とは...
・返済・元金の支払い猶予
・返済期間の延長
・元金割賦
など貸付時によって貸付となる取扱いを柔軟にします。

経営者 金銭検査官

改定前

不良債権にならないためには...

- 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するよう「経営改善計画」が必要でした。
- 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要がありました。

さらに...

- 大企業と違って中小企業は、大勢で精算した計画を作成することが困難です。
- 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進まない場合も少なくありません。

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。（原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで）
- 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに...

- 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同様に取扱いします。
- 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同様に取扱いします。

これまで...

赤字で資金繰りが難しいので、金利は払いたくないから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。

3年以内に経営改善する見込みがなければ、5年後には経営改善の見込みがなくなります。

5年後に不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね...

水産加工業者社

これからは...

- 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元金返済もしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはちゃんと返せるようになりますが...
- 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。
- でも、計画なんてどうやっていかに作らないわ...
- そうですね。例えば、経営の削減予定、売上げが増加する見通し等のシナリオがあれば大丈夫です。
- えっ、自分で作らなくてもいいんですか。
- シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析していいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。
- お願いいたします。一緒に相談しましょう。

水産加工業者社

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

金融庁（主）局の理財部検査総括課（※組織改革実施後においては理財部検査課）

北海道財務局	011-709-2311	中部財務局	062-221-9221
宮城県財務局	022-253-1111	四国財務局	087-631-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	092-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄県庁事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

- ① **株主にとっては、**
 - i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
 - ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
 - iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。
- ② **発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、**
 - i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
 - ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
 - iii) 株券喪失登録を行う必要がなくなります。
- ③ **証券会社にとっては、**
 - i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
 - ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続きが必要ですか？

- (1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。
- (2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
- (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
 - ① 相続を証する書面
 - ② 裁判の判決、和解調書など
 - ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。
（注）上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないとは言いきれません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

（注）株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

一昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

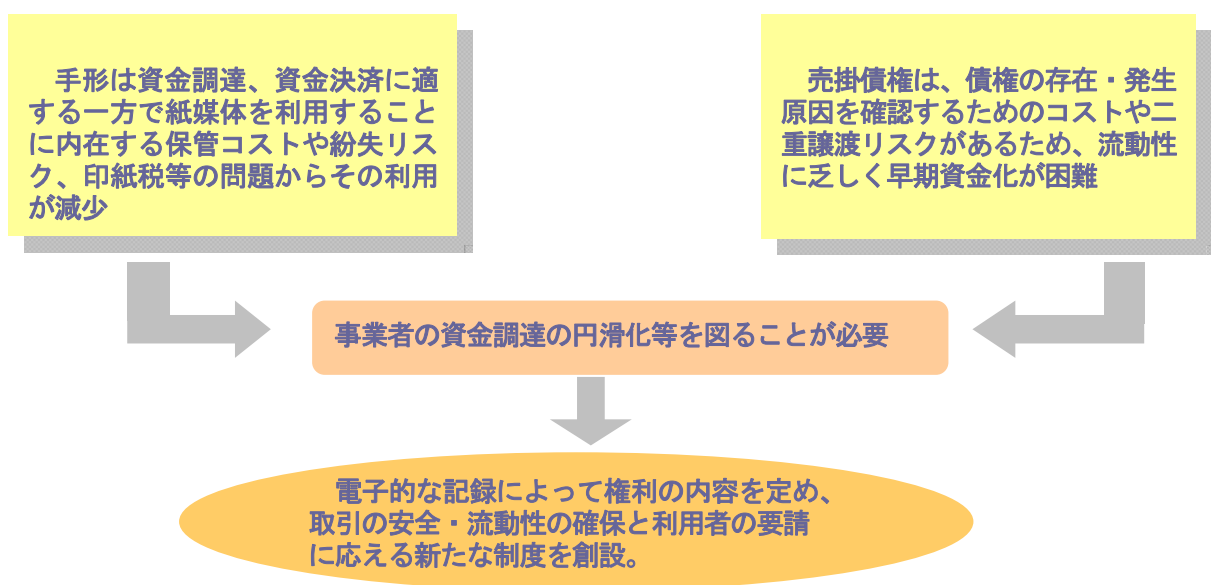
○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな類型の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されていました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)及び平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

証券取引等監視委員会は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉など)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書の虚偽記載など)やファイナンス(架空増資、疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等に関する問題・・・ など

その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)の情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。(なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください) なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの情報受付窓口からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 金融庁認証局システムの廃止及び政府共用認証局への移行について

金融庁では、平成 14 年度から金融庁認証局の運用を開始し、認証業務を行ってきました。

認証業務とは、国民等と行政機関との間で処分通知等をオンラインでやり取りする際に、例えば処分権者のなりすまし、内容に改ざんが無いことを証明するもので、具体的には認証局システムを利用して官職証明書、サーバ証明書、コード署名証明書等の発行等を行うものです。

これまで、各府省単位で認証局を設置し認証業務を行ってきましたが、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」に基づき、認証業務の効率化を図るため、政府共用認証局へ集約・一元化することとし、金融庁においては、平成 20 年 9 月 11 日をもって金融庁認証局システムを廃止しました。

詳しくは、金融庁認証局の廃止に関する重要なお知らせ

(http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/ninsyo/ca/fsa_cpmps.html) をご覧ください。

今後、認証業務については政府共用認証局システムを利用して行います。

詳しくは、政府認証基盤(政府共用認証局)のサイト(<http://www.gpki.go.jp/>) をご覧ください。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「法令一覧による検索」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は「[Subscribing to E-mail Information Service](#)」にアクセスしてください。



【1月の主な報道発表】

9日	アクセス	主要行等の平成20年度中間決算について
14日	アクセス	金融審議会金融分科会第二部会報告の公表について
19日	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅡの枠組みの強化に関する市中協議文書の公表について
	アクセス	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
20日	アクセス	平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
21日	アクセス	第18回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ議事次第
26日	アクセス	金融審議会委員の任命について
	アクセス	意見申出審理会における外部の専門家の増員について
30日	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成20年10月1日～12月31日）
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「少額短期保険業者向けの監督指針」及び「金融コングロマリット監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	株式会社紀陽ホールディングスの経営強化計画履行状況について
	アクセス	株式会社豊和銀行の経営強化計画履行状況について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。